

# ごみ処理基本計画の改定について

## 1 改定の必要性

(1) 廃棄物処理法第6条（改定の時期）

ア 概ね5年ごとに改定

イ 計画策定の前提条件に大きな変動があった場合に見直し（資料1）

(ア) 平成20年度以降、事業ごみ排出量が、現計画の削減目標値（平成30年度）を上回っている。

(イ) 平成21年度以降、1人1日当たりのごみ排出量が、現計画の削減目標値（平成30年度）を上回っている。

(2) 廃棄物処理計画策定指針（平成20年6月策定）に基づく評価項目（資料2）

環境保全を前提とした、安心・安全の循環型社会を形成し、より3Rを推進するため、廃棄物処理基本計画策定指針に基づく評価項目を使用する。

- ・ 廃棄物の排出量（家庭系・事業系ごみ、一人一日あたり）
- ・ 資源回収率
- ・ 対費用効果（一人当たりの年間処理費）

## 2 ごみの現状（資料3）

### （1）排出状況

#### ア ごみ総排出量

家庭系ごみ、事業系ごみ、資源を含むごみ総排出量は、平成17年度をピークに減少しています。また、1人1日当たり排出量もごみ総排出量と同様に平成17年度をピークに減少しています。

#### イ 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量及び1人1日当たり排出量は平成15年度を除き、毎年減少し、特に平成19年度は指定ごみ袋制度導入により、前年度比約7%減少となりました。

#### ウ 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は平成19年度をピークに、平成20年度から搬入ごみ検査・適正排出指導を強化することにより急激に減少し、平成22年度は、ピーク時に比べ約61%の削減となりました。

### （2）資源化

資源化率は、古紙類や缶・ペットボトルなどの資源回収や溶融スラグの有効活用により、平成21年度まで順調に向上してきましたが、平成22年度はわずかに減少し21.7%となりました。

### （3）中間処理

焼却処理は、第1工場（処理能力260t/日）及び第2工場（処理能力280t/日）にて行っていますが、ごみ焼却量は平成17年度をピークに減少し、平成22年度は85,900tで、1日当たり約286tの処理量となりました。

破碎処理は、第1工場（処理能力65t/5h）及び第2工場（処理能力45t/5h）にて行っていますが、平成22年度の処理量は約15,000tで、1日当たり約50tの処理量となりました。

### （4）最終処分

内津最終処分場は、平成11年3月に供用開始し、平成22年度の埋立量は7,371tでした。また、平成22年度末時点での埋立量累計は、埋立容量232,000m<sup>3</sup>の73%となりました。

### 3 ごみ処理の評価と課題

#### (1) ごみ処理の評価（資料4）

##### ア 愛知県内自治体との比較

愛知県実態調査に基づく平成 21 年度実績により、当市と愛知県内自治体のごみ排出量やリサイクル率について比較を行った結果を示します。なお、当市のデータは平成 22 年度のものであります。

- (ア) リサイクル率 21.7%は、県内全市町村のリサイクル率 23.5%と比較するとわずかに低いです。
- (イ) 1 人 1 日当たり排出量（総排出量）938 グラムは県内全市町村の排出量 980 グラムと比較すると少ない状態にあります。
- (ウ) 1 人 1 日当たり排出量（処理すべきごみ量）799 グラムは県内全市町村の排出量 792 グラムと比較するとわずかに多い状態にあります。
- (エ) 1 人 1 日当たり排出量（家庭系ごみ）620 グラムは県内全市町村の排出量 560 グラムと比較すると、多い状態にあります。
- (オ) 1 人 1 日当たり排出量（事業系ごみ）179 グラムは県内全市町村の排出量 232 グラムと比較すると、少ない状態にあります。

##### イ 一般廃棄物処理システム評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（一般廃棄物処理システム評価）を用いて評価を行いました。これは、春日井市の人口及び産業構造が類似する全国 21 市の指標平均を 100 とした場合の比率で示しており、結果がよい実績値であるほど指標が大きくなるよう設定されています。システム評価の結果を次に示します。

- (ア) 本市の「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は非常に良いと評価できます。
- (イ) 「一人一日当たりごみ総排出量」及び「最終処分減量に要する費用」は、わずかながら悪いと評価できます。また、「一人一日当たり年間処理経費」は悪いと評価できます。

## (2) ごみ処理の課題

### ア 排出抑制

家庭系ごみ・事業系ごみとも現計画の基準年度にあたる平成17年度の排出量から順調に減少してきていますが、家庭系ごみの更なる排出抑制について検討する必要があります。

### イ 資源化

平成22年度の資源化率は、県内全市町村の資源化率平均23.5%（平成21年度）に比べやや下回っています。今後の資源化率の向上については、プラスチック製容器包装などを始めとする新たな資源化策を講ずる必要があります。

### ウ 収集・運搬

今後、プラスチック製容器包装を始めとする新たな資源化策を講じていく場合、分別数の増減や収集品目の変更に伴い、収集・運搬作業への経費負担が大きくなることが予想されるため、収集回数を始め収集・運搬業務の見直しをする必要があります。

### エ 中間処理

平成17年度からのごみ焼却量の減少に伴い、現状のごみ焼却には、両工場が常時稼働するのではなく、第2工場が主体で稼働し、第1工場は点検やオーバーホール時の補完的な稼働で十分な状況となっています。

また、平成22年度からごみ処理手数料の改定が施行され、今後、プラスチック製容器包装などの新たな分別収集が始まれば、破碎処理や焼却処理施設の運用を見直す必要があります。さらに、こうしたごみ減量やごみの組成が変化することにより、将来の焼却施設の更新、灰溶融炉の運用、ごみ発電の売却、焼却灰の処理方法も検討する必要があります。

### オ 最終処分

内津最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るために更なるごみの減量化・資源化及び減容化に努める必要があります。

また、次期最終処分場については、早急に候補地を選定し、整備計画を進めることが必要となっています。

## 4 基本的な考え方

### (1) 基本理念（案）

市民・事業者・市の協働によるさらなる資源循環に取り組むため、「もったいないの心でつくる循環のまち」とする。

### (2) 基本方針（案）

#### ア 市民、事業者、市の協働の推進

市民、事業者、市は、相互に連携をはかりつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と、適切な役割分担のもとで、様々な施策に取り組むとともに三者の協力のもと3Rを推進します。

#### イ ごみ減量と資源化の推進

家庭系ごみ・事業系ごみの減量に向けた施策を実施していく他、新たな資源物の分別収集に取り組むこととします。

#### ウ 効率的なごみ処理による低コスト化

ごみ処理量の減少に伴う、ごみ処理施設の効率的な運用に務め、ごみ処理コストの削減を図ります。

#### エ 安全で安定的な処理施設の確保

ごみ処理の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対応する、適切な施設整備と更新計画策定の準備を進めます。

### (3) 数値目標（基準年度：平成22年度 目標年度：平成33年度）（案）

- ・家庭ごみ 10%削減
- ・事業ごみ 20%削減
- ・1人1日当りのごみ排出量 100g 減量
- ・資源化率 30%達成
- ・ごみ処理費（1人に係る年間）10%削減

## 5 計画改定の構成（資料5）

環境省が平成20年6月に策定した廃棄物処理計画策定指針に基づき、構成する。

## 6 今後のスケジュール

平成 23 年					平成 24 年							
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月		
審議会	▲ 第1回 審議会			▲ 第2回 審議会		▲ 第3回 審議会			▲ 第4回 審議会			
業 務	▲ 改定の方 向性			▲ 骨子案 作成		▲ 中間案 作成		▲ 厚生委 員会へ 報告	▲ パブリ ックコ メント	▲ 最終調 整、最 終案作 成	▲ 厚生委 員会へ 報告	▲ ごみ処 理基本 計画策 定完了

### ●第1回審議会

- 1 市長から諮問
- 2 検討
  - ・改定の必要性
  - ・ごみの現状と課題
  - ・基本的考え方
- 3 スケジュール提示

### ●第2回審議会

- 1 検討
  - ・数値目標
  - ・具体的な施策の検討

### ●第3回審議会

- 1 検討
- 2 中間案作成

### ●第4回審議会

- 1 パブコメ結果報告
- 2 最終調整
- 3 最終案作成